会計年度任用職員（スクールソーシャルワーカー）のあらまし

令和６年４月１日現在

１　任用期間　任用の日から同日の属する会計年度の末日まで（ただし、通算して５年を上限として更新する場合があります)。
任用の日から１月の間は条件付採用期間となります。

２　業務概要　原則、拠点校に配置し、学校からの要請を受けて派遣対応します。

３　報 酬 等　勤務報酬　２４９，０００円／月（資格：社会福祉士、精神保健福祉士）
１６７，７００円／月（資格なし）
通勤経費、費用弁償（旅費）　支給あり
公共交通機関利用：実費
交通用具（私用車等）利用：距離に応じた額を支給　※その他支給要件あり
期末手当　支給あり

４　勤務時間　１週当たり３０時間（週４日勤務、１日７．５時間を原則とします）

５　休　　暇　年次休暇

勤続年数	１年目	２年目	３年目	４年目	５年目
付与日数	１０日	１１日	１２日	１４日	１６日

※日数は、１日を７．５時間に換算（１０日＝７５時間）
※前年に付与された年次休暇の残日数は、１年間に限り繰り越せます。
年始・年末の休暇　１月１日～３日及び１２月２９日～３１日
その他に特別休暇（夏季３日など）があります。

６　社会保険　健康保険、厚生年金及び雇用保険に加入します。

７　そ の 他　(1) 災害補償あり。
(2) 会計年度任用職員は、「地方公務員法」に基づき任用される一般職の地方公務員です。
「地方公務員法」に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されるほか、「地方公務員法」に規定される懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象となります。
(3) 営利企業従事等(副業)に当たっては、従事する内容及び勤務時間（合算した労働時間が１日８時間、週４０時間を超えない）などについて、必ず事前に相談していただき、本業に支障がないかを確認させていただきます。確認後、教育委員会への申請書提出により従事が可能となります。